

総務省「情報通信分野における 外資規制の在り方に関する検討会」 ご説明資料

2021年7月5日

一般社団法人 日本民間放送連盟

本日も説明する項目

▽放送業界における対内直接投資等の最近の状況

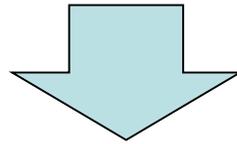
▽放送法及び電波法による外資規制(以下の項目)に関する
課題・要望

- 外資規制の具体的内容関係
- 外資規制の担保措置関係
- 外資規制の実効性確保関係

総論—外資規制全体に対する受け止め

放送分野の外資規制の趣旨

- ① 電波の有限希少性から、利用は自国民を優先すべき
- ② 放送事業者は言論・報道機関としての社会的影響力を有す



民間放送事業者として賛同

大久保民放連会長会見(2021年6月11日)抜粋

現行の外資規制は、電波の利用は自国民を優先させることや、放送が言論・報道機関として社会的影響力を持っていることを踏まえ、いわゆる外国性を制限するものと認識している。こうした制度の趣旨は妥当なものと考えている。

総論—外資規制の確実な順守のために

■ 順守するために必要なこと

- 規制を機能させるための行政と民放事業者の綿密なコミュニケーション
- 双方にとって実務的に対応可能で、過度な事務負担を負わない仕組み
- 非上場企業の多いローカル局への配慮

■ 電波監理審議会と問題意識を共有

外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望(2021年6月3日、抜粋)

以下の事項について、総務省がその立法理由ををまず確認し、その今日的妥当性を改めて検証するよう要望する。

(略)

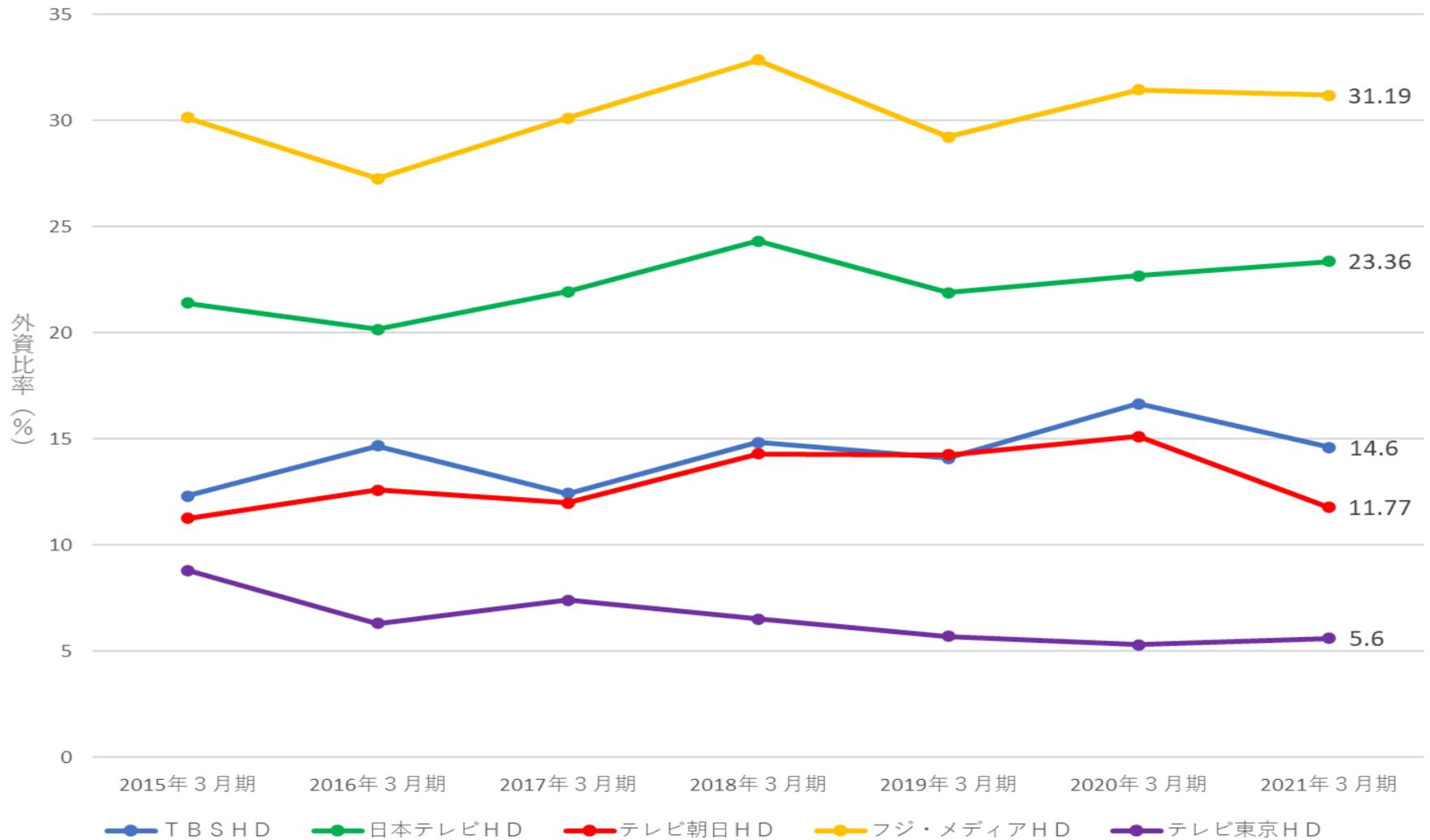
2 事情勘案に関する条項について

電波法第75条第2項及び放送法第103条第2項において見られるような間接支配規制条項に違反した場合に事情を勘案して免許又は認定を取り消さないことができることとする規定が認定放送持株会社については設けられていないといった差異があること。

3 違反状態是正のための措置について

外資規制への抵触について、法令違反に対して発出される業務停止命令とは異なり、段階的不利益処分が存在しないこと。また、外資規制違反状態を是正するための猶予期間も設けられていないこと。

外国人株主による認定放送持株会社の直接出資比率



外資規制の具体的内容関係

外国人による特定役員の就任禁止

- ・ 外資規制の目的である外国性の制限に必要な措置と理解。



外国性の把握が困難な可能性も。

間接比率の計算方法

- ・ 間接出資の株主を正確に把握することは事実上困難。
- ・ 正確に把握できなかった場合、外資規制違反となる可能性がある。



「10分の1未満の特例」(電波法施行規則第6条3の2第3項)は、特に把握が難しい。(※次ページに計算例)

電波法施行規則 第6条の3の2第3項

免許人への議決権10%未満の特例

A、a、B、bの全てについて、10以上の値でなければ、原則的に間接議決権割合の計算の対象外とされるところ、これらのうち「全部又は一部」(注)が10未満の値であっても、右の図のようなケースにおいて、

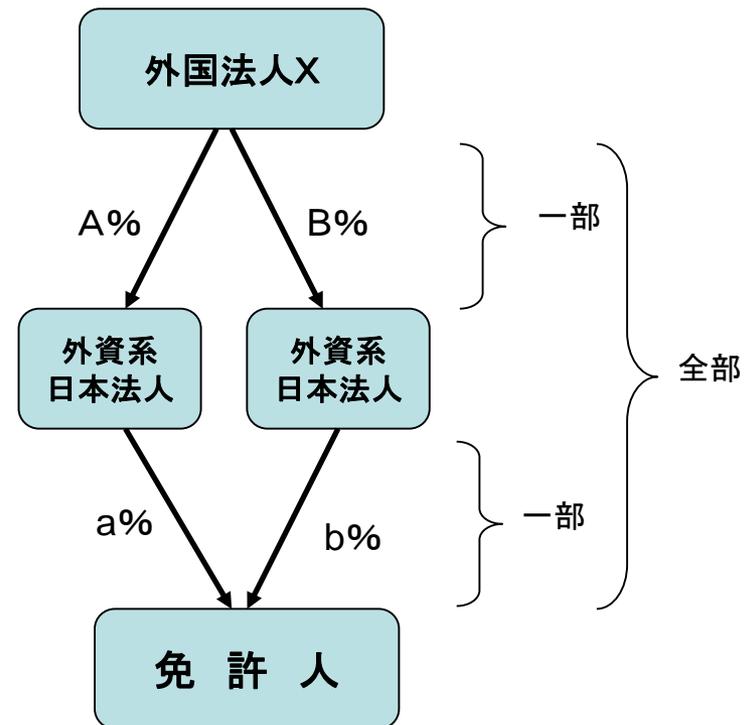
$$\frac{A \times a + B \times b}{100} \geq 10 (\%)$$

となる場合は、当該計算した結果を間接議決権割合として算入する。

(注) ここでいう「全部」又は「一部」の例は以下の通り。

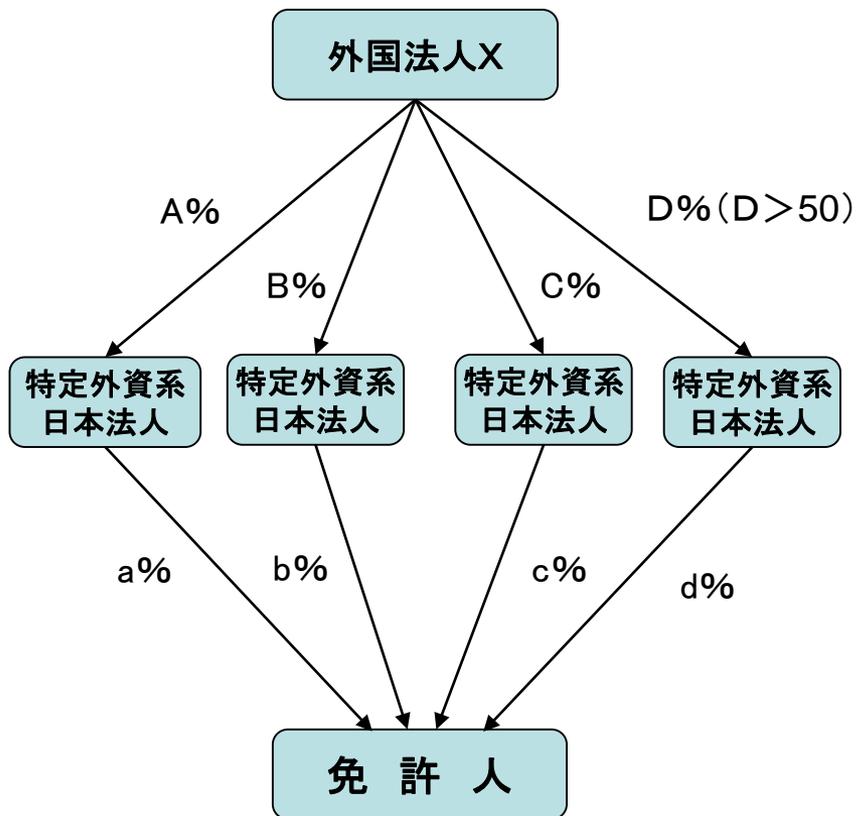
「全部」…① A、aともに10未満、② B、bともに10未満、
③ ①かつ②

「一部」…① A、aの一方のみ10未満、② B、bの一方のみ10未満、
③ ①かつ②



電波法施行規則 第6条の3の2第3項 適用事例

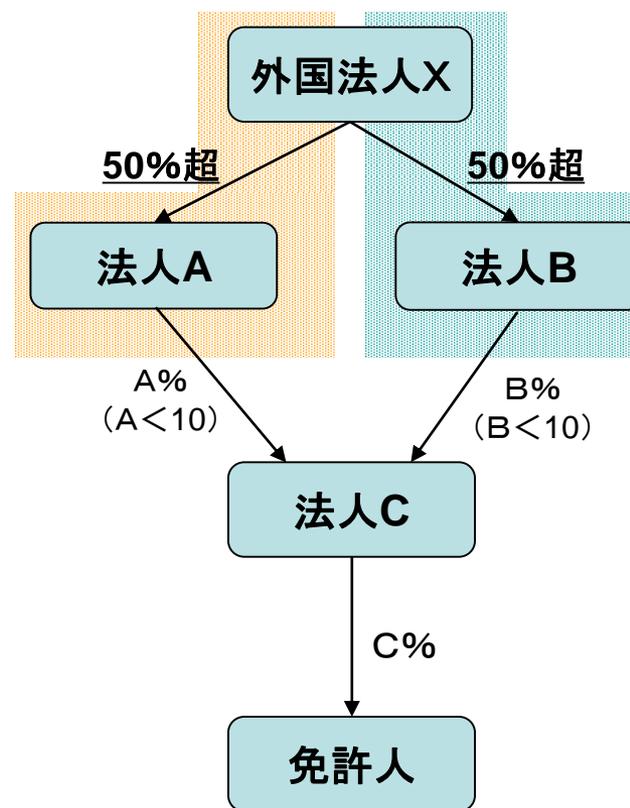
事例①



※ A~Cは全て10以上、a~dは全て10未満の値。

$$\frac{A \times a + B \times b + C \times c + d}{100} \geq 10 (\%)$$

事例②



※ 第4項の規定(実質的支配の特例)とあわせて適用。

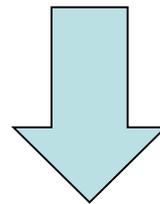
$$\frac{(A + B) \times C}{100} \geq 10 (\%)$$

外資規制の担保措置関係

外資規制に違反した場合の措置

対象(地上のみ)	直接出資違反	間接出資違反
認定基幹放送事業者	必要的認定取消し	取消猶予
基幹放送局提供事業者 特定地上基幹放送事業者	必要的免許取消し	取消猶予
認定放送持株会社	必要的認定取消し	必要的認定取消し

- 地上基幹放送等の免許・認定の取消しは、事業の廃止につながり、視聴者・社会に多大な影響を及ぼすおそれ。



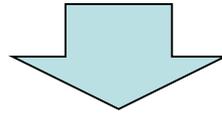
電波監理審議会の要望においても、認定放送持株会社の間接出資違反に関して、事情勘案に関する条項が設けられていない点を問題視。

放送を継続しながら違反状態を是正可能な制度が適切ではないか。

外資規制の実効性確保関係

実効性確保のための根拠書類

所定の申請書類のほか、株式分布状況表、株主名簿など(上場企業の場合)



- 株主名簿には氏名や住所などの個人情報に記載されており、漏洩リスク等の観点から株主名簿の提出を必要としない制度が望ましい。
- 非上場企業が多いローカル局については、提出できる資料が限られていることから、実情を踏まえた配慮が必要。

外資比率が15%に達した際の公告

- 公告を課されることに異存はない。



例) 名義書換拒否に至る手前の予防的な仕組みを検討する際の基準として活用も可能。